

# 秋田地方最低賃金審議会

## 議 事 録

令和4年度 第1回

令和4年6月29日（水）開催

1 日 時 令和4年6月29日(水) 9時30分～10時05分

2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室

3 出 席 者

公益委員 5名中3名出席

赤坂 薫 伊藤慎一 堀井 潤

労働者委員 5名中3名出席

井上正克 後藤正文 佐藤伸幸

使用者委員 5名中4名出席

小野秀人 佐藤宗樹 堀江重久 若泉裕明

[事務局] 秋田労働局

川口労働局長 立花労働基準部長 佐々木賃金室長

小林賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

(1) 令和4年度秋田県最低賃金の改正決定の諮問について

(2) 令和4年度審議方針について

(3) 令和4年度審議日程について

(4) その他

5 配付資料

資料番号1 秋田地方最低賃金審議会委員名簿(第49期)

資料番号2 経済財政運営と改革の基本方針2022

(経済財政運営と改革の基本方針2022 関係部分 抜粋)

(新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画関係部分 抜粋)

資料番号3 令和4年度審議方針(案)

資料番号4 令和4年度審議会等開催予定・素案

資料番号5 令和4年度答申日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金)

資料番号6 秋田地方最低賃金審議会運営規程

資料番号7 秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程

資料番号8 秋田地方最低賃金審議会運営小委員会運営要領

資料番号9 関係する法条項等

## 6 議事内容

### ○杉本賃金調査員

会議に先立ちまして、事務局よりお詫び申し上げます。

### ○佐々木賃金室長

今回の審議会の開催につきましては、当初、27日開催としてご案内していたところですが、事務局の都合により急遽変更させていただき、本日の開催となりましたことにつきまして深くお詫び申し上げます。なお、委員の皆様には、ご多忙のところ再度の日程調整にご協力いただきましたことにつきまして、改めて感謝申し上げます。

また、傍聴にいらしておられる皆様、報道機関の皆様におかれましても多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

### ○杉本賃金調査員

それでは、ただ今から、令和4年度第1回秋田地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の任期は昨年度から今年度までの2年間となっております。今年度も引き続きよろしく願いいたします。

なお、使用者代表委員の辞任に伴い、令和4年6月15日から新たに委員を選任しておりますのでご紹介いたします。

使用者代表委員の小野委員でございます。

### ○小野委員

小野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

### ○杉本賃金調査員

ありがとうございました。

現在の秋田地方最低賃金審議会委員につきましては、会議資料1において名簿を掲載しておりますのでご確認願います。

本日は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員4名、合計10名の委員が、ご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項に定める「委員の3分の2以上又は各側代表委員の3分の1以上の出席」が得られましたので、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。

なお、欠席委員は、公益代表臼木委員、長岐委員、労働者代表今井委員、本堂委員、使用者代表時田委員でございます。

次に、秋田労働局長及び本審議会の事務局を務めます職員を紹介させていただきます。  
初めに、秋田労働局長の川口です。

○川口労働局長

川口でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○杉本賃金調査員

続いて、労働基準部長の立花です。

○立花労働基準部長

立花です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○杉本賃金調査員

賃金室の職員ですが、賃金室長の佐々木です。

○佐々木賃金室長

佐々木です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○杉本賃金調査員

賃金指導官の小林です。

○小林賃金指導官

小林と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○杉本賃金調査員

私、賃金調査員の杉本でございます。不手際な点もあろうかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、これからの議事進行につきましては、赤坂会長にお願ひいたします。

○赤坂会長

おはようございます。昨年度に引き続きまして、秋田地方最低賃金審議会会長として、また公益委員代表として、公正中立の立場で審議を進めてまいりたいと思います。

みなさまよろしくお願ひいたします。

議事に入る前に、本日の議事録署名委員を指名したいと思います。

議事録署名は、秋田地方最低賃金審議会運営規程第7条において、「会長のほかに会長

が指名した委員2名が署名する」となっておりますので、今回は、労働者代表 佐藤委員、使用者代表 小野委員にお願いします。

○赤坂会長

それでは、議事に入ります。

議題1は「令和4年度秋田県最低賃金の改正決定の諮問について」となっています。

改正諮問があるようですので、諮問をお受けしたいと思います。

それでは、局長、諮問をお願いします。

○川口労働局長

最低賃金法第12条に基づき、令和4年度秋田県最低賃金の改正決定について諮問申し上げます。

○杉本賃金調査員

報道機関の方は、撮影しやすい場所に移動していただいて構いません。

【 局長から会長へ諮問文を手交 】

○杉本賃金調査員

報道機関の方にはお願いですが、カメラ取りはここまでとさせていただきます。ご協力をお願いいたします。

それでは会長引き続きよろしくをお願いいたします。

○赤坂会長

局長から諮問をお受けしました。事務局から各委員に本諮問文の写を配付してください。配付が終わりましたら、読み上げてください。

○佐々木賃金室長

それでは、秋田県最低賃金の改正決定の諮問文を読み上げます。

⑤

秋 労 発 基 0629 第 1 号  
令 和 4 年 6 月 29 日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 赤 坂 薫 殿

秋 田 労 働 局 長

川 口 秀 人

秋田県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、秋田県最低賃金（昭和55年秋田労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針2022（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いします。

---

以上です。

○赤坂会長

それでは、諮問にあたりまして、局長からご挨拶をいただきたいと思います。

○川口労働局長

令和4年度の最低賃金改正決定の諮問にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、審議会委員としてご協力をいただきますことに、厚く御礼申し上げます。

まず、秋田県内の雇用情勢について触れておきたいと思いますが、人手不足という状況であり、4月の有効求人倍率は1.53倍ということでございました。

改善の動きが続いているということで、1.5倍台という高い水準が数か月にわたり続いているという状況でございます。ただし、4月の判断では、新型コロナウイルス感染症の状況が雇用に与える影響について注意する必要があるということにも触れられております。

コロナに加えて、最近は、物価高、あるいは国際情勢の関係で原油の問題や材料不足の問題などの影響により不透明な状況が今後も続くのではないかなと思われるところでございます。

最低賃金につきましては、すでにご承知のとおり、すべての働く方についての賃金の最低額を保障するセーフティネットとして重要な役割を果たしております。本県の労働者並びに使用者の方々をはじめ、県民全体にとって大きな関心事ということでありまして、特にコロナが落ち着きつつあるものの、物価の問題とかそういった中では、この最低賃金が大変注目が集るということで、その重要性については以前にも増して高まっているものと考えております。

私ども事務局といたしましても、皆様のご要望等に迅速に対応してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、県民の期待に応えるべく活発かつ充実したご審議をお願い申し上げまして、諮問に当たってのご挨拶とさせていただきます。

どうか、よろしく願いいたします。

○赤坂会長

ただ今、局長から「秋田県最低賃金の改正決定について」調査審議を求められましたが、最低賃金の改正決定の審議にあたって事務局から説明事項がありましたらお願いします。

○小林賃金指導官

それでは、資料2「経済財政運営と改革の基本方針2022」いわゆる「骨太の方針」についてご説明いたします。

6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」につきまして、重点分野から関係部分を抜粋したものを付けさせていただきます。

3ページをご覧ください。こちらは同じ資料2の10ページ中段から記載されております重点投資分野の人への投資と分配の1項目である「(賃上げ・最低賃金)」から抜粋したものに なります。

この部分を読み上げますと、「今年は、ここ数年低下してきた賃上げ率を反転させたが、ウクライナ情勢も相まって物価が上昇している。こうした中、賃上げの流れをサプライチェーン内の適切な分配を通じて中小企業に広げ、全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。

新しい資本主義実現会議において、価格転嫁や多様な働き方の在り方について合意づくりを進めるとともに、データ・エビデンスを基に、適正な賃上げの在り方について検討を行う。

また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。」となっております。

資料2の5ページからは「経済財政運営と改革の基本方針2022」の関係部分抜粋、13ページからは新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画の関係部分抜粋を掲載しておりますので、後ほどお読みいただければと思います。

また、「新しい資本主義実行計画工程表」の抜粋を1枚もので机上配付させていただいておりますので、こちらも後ほどご覧いただければと思います。

私からは以上です。

○赤坂会長

ただいまの説明について、何かご質問はありますか。

なければ、本日の諮問を受けまして、最低賃金法第25条第2項の規定により「秋田地方最低賃金審議会専門部会」を設けて、そこで調査審議することとなります。

それでは、事務局から諮問後の事務的な手続き等について説明をお願いします。

○佐々木賃金室長

本日、令和4年度秋田県最低賃金の改正決定について諮問いたしましたので、本審議会として最低賃金法第25条第5項の規定により、関係労働者及び関係使用者から、意見を聴くこととなります。このための公示を本日举行します。

また、専門部会委員の推薦公示につきましても本日、行います。公示期間についてですが、両方とも令和4年7月15日金曜日までといたしますので、よろしくお願いいたします。

○赤坂会長

ただ今、事務局から説明のあったとおり、「意見聴取」と「最低賃金専門部会」の委員の候補者の推薦等の公示に係る事務手続きについて、進めていただくこととしてよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○赤坂会長

それでは、そのように進めていくこととします。

次に、議題2の「令和4年度審議方針について」事務局から説明してください。

○佐々木賃金室長

審議方針の(案)につきましては、資料3としてお付けしております。

あらかじめ会長及び労使の各代表委員に、昨年度の審議方針を改正する必要があるかについてご意見を求めましたところ、改正する必要はないとのことでありましたので、令和4年度審議方針(案)として提案いたします。要点のみご説明します。

この審議方針(案)の1の(1)のエに『専門部会において、各側の出席委員全員の意思が



一致した場合は、最低賃金審議会令「第6条第5項」を適用すること』とあります。

この、最低賃金審議会令「第6条第5項」には「審議会は、あらかじめ、その議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されておりますので、専門部会において「全会一致」で決議がなされれば専門部会の決議をもって本審の決議に代えるというものであります。

なお、「全会一致」で決議がなされた場合でも、本審の場で報告させていただきます。

#### ○赤坂会長

本年度の審議方針は、この審議方針(案)のとおりとすることよろしいでしょうか。

#### ○委員多数

異議なし。

#### ○赤坂会長

それでは、そのように決定することとします。

なお、事務局の説明にもありましたが、当審議会は審議会令「第6条第5項」の適用を定めておりますので、専門部会では、是非「全会一致」の決議に向けて円滑な審議にご協力をお願いいたします。

次に、議題3の「審議日程について」審議いたします。今年度の審議日程について説明してください。

#### ○佐々木賃金室長

それでは、今年度の審議日程についてご説明いたします。資料4をご覧ください。

本年度は、目安答申が示されるのは中賃のスケジュールから7月下旬と予想されますが、確定したものではありません。

このため、現時点で想定している日程は、あくまでも7月下旬に目安答申が示されることを前提に、早期の改正発効を目指すこととしたものであることにご留意願います。

8月1日の本審、ここでは、中賃の目安伝達を行う予定です。同じ日の本審終了後に、第1回専門部会を開催し、ここでは、後ほど説明いたしますが、公示に基づき関係労使から意見書が提出された場合に、意見陳述等を行うことを予定しております。その後、金額審議に入り、労使の基本的考え方を述べていただきたいと思います。

それから、8月3日に第2回専門部会での金額審議を経まして、8月5日の専門部会での結審を事務局としては目指したいと考えておりますが、場合によっては、日程がずれ込むこともあるかと思われまますので、8月8日を予備日としております。日程の確保をよろしく願いいたします。

次に、資料5をご覧ください。先ほど、8月5日の専門部会での結審を目指したいと説明いたしましたが、今年度は、答申日と書かれている左端の欄の8月5日金曜日に結審できれば、その右端の欄にあるとおり10月1日に発効可能となります。これを過ぎた8月8日結審となりますと、発効日は10月2日となるため、8月5日の結審が重要な意味を持つこととなります。

また資料4に戻ってください。答申後、異議の申し立てがあった場合は、8月下旬に本審を開催することとなります。さらに、9月、10月と特定最低賃金にかかる日程もありますので、今後日程調整させていただきたいと思えます。

○赤坂会長

ただ今の事務局の説明について、何か質問等ございますか。

ないようですので、先ほど事務局からも説明がありましたが、中賃目安答申次第で流動的な面はありますが、現段階においてはこの審議日程に沿って審議会を開催することによるのでしょうか。

○赤坂会長

特に異議はないようですので、そのようにいたします。

次に、議題4の「その他」に移ります。事務局で何かありますか。

○佐々木賃金室長

その他として意見聴取について提案させていただき、また、「最低賃金引上げに向けた中小企業支援対策」及び参考資料集についても説明させていただきます。

○赤坂会長

それでは最初に、1点目の意見聴取について、提案理由を説明してください。

○佐々木賃金室長

意見聴取について説明させていただきます。先ほど、局長から最低賃金の決定について諮問させていただきましたので、事務局では本日、最低賃金法第25条第5項に基づく諮問に係る意見聴取の公示を行います。この意見聴取の公示に対して、意見書の提出が昨年もありましたので、今年も意見書の提出があるものと事務局では考えております。

仮に、例年と同様に意見書が提出された場合には、8月1日の専門部会で意見聴取することを予め議決していただければ、円滑な審議会運営ができると考えております。

それで、仮定の話で大変恐縮ではございますが、意見書が提出された場合について、8月1日の専門部会で意見聴取する方向で事務局が調整して良いか否かについてご審議いた

だきたいと考え、提案させていただきます。

ただ、例年と同様でないケースの場合には、改めてご審議いただきたいと考えております。

#### ○赤坂会長

それでは、意見聴取について審議いたします。

この提案は、仮に意見書の提出があった場合に、その者から意見聴取するか否か、意見聴取する場合の日時を、あらかじめ決めて欲しいということですね。

仮に意見書の提出があった場合、8月1日の専門部会で意見聴取するかどうかについて、何かご意見がありますか。

#### ○委員多数

意見なし。

#### ○赤坂会長

それでは、特に意見等もないようですので、仮に意見書の提出があれば、意見聴取することといたします。その場合は、第1回専門部会の8月1日に実施する方向で事務局が調整してください。

次に、「最低賃金引上げに向けた中小企業支援対策」及び参考資料集について、事務局から説明してください。

#### ○佐々木賃金室長

「最低賃金引上げに向けた中小企業支援対策」について説明させていただきます。

本日カラーで印刷されたリーフレットを3種類お配りさせていただいております。

一つは、「令和4年度 業務改善助成金(通常コース)のご案内」になります。

「助成金を活用し、賃金引上げと業務改善に取り組みたい」という事業場の方にはぜひ検討していただければと思いますが、概要として、「事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成する」というものです。

裏面をご覧ください。下の方の左側の例を紹介させていただきますが、飲食店において、デリバリーの注文数を増やし、効率的に処理することでコロナ化を乗り切りたいということで、コンサルティングを受けてデリバリーサイトへの掲載と受注システムを導入。さらに3輪バイクの導入により配達時間の削減、二層フライヤーの導入で6件の注文を一度で調理できるようになり、事業場内最低賃金とそれを上回る従業員の賃金も上げたという事例が紹介されております。

続いて、次のリーフをご覧ください。「業務改善助成金特例コースのご案内」となっ

おります。

通常のコースとは別に、今年の1月に創設されたコースになっておりまして、新型コロナの影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年、昨年の7月16日から同年12月31日までの間に、すでに事業場内最低賃金、事業場で最も低い賃金を30円以上引上げていて、これから設備投資等を行うという場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものとなっております。

要件等詳細については、ここに記載されておりますが、申請期限が今年の7月29日までとあと僅かとなっておりますのでご留意いただければと思います。

次に「秋田働き方改革推進支援センター」のリーフレットをご覧ください。

小規模事業場で、事務員がいないような事業場では助成金申請のための事務手続きについても大変な負担になるかと思われそうですが、事業場が利用できる助成金にはどんなものがあるのかといったところから相談を受けつける窓口を案内しているのが、このリーフレットになります。「センター」では、社会保険労務士が業務改善助成金やその他助成金などの活用や賃金について無料で相談に応じておりますので、積極的にご活用くださればと思っております。

次に、「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策」をご覧ください。

業務改善助成金以外の賃金引上げに関する支援としての助成金制度や生産性向上に関する支援などが載っておりますので、これらについても積極的にご活用いただければと思っております。

最低賃金の引上げには、こうした事業場への支援が欠かせないものと考え、いろいろな機会に事業場に対して周知を図っているところですが、今年度も引き続き周知・広報に努めて参りたいと思います。最低賃金引上げに向けた中小企業支援対策についての説明は以上でございます。

#### ○赤坂会長

ただいまの説明について、何かご質問はありますか。

質問がなければ、次に移ります。事務局から、ほかに何かありますか。

#### ○佐々木賃金室長

最後になりますが、お手元にフラットファイルで審議会の「参考資料集」を作成しております。この参考資料集につきまして、事務局からご説明いたします。

#### ○小林賃金指導官

お手元に配付しておりますグレーのフラットファイル「令和4年度秋田地方最低賃金審

議会参考資料集」について、簡単にご説明いたします。

それでは、まず、資料1「令和4年度春闘 各機関別賃上げ集計状況」についてです。連合、経団連、厚生労働省が集計した賃上げ率、妥結額が記載されております。賃上げ率、妥結額とも昨年同時期を上回っている状況です。

資料2は秋田財務事務所発表資料の「県内経済情勢報告(令和4年4月判断)」です。1ページの総論「総括判断」では「新型コロナウイルス感染症の影響が依然として残るものの、緩やかに持ち直しつつある」としています。

資料3は「令和3年4月の標準生計費」、資料4は「秋田市における一人世帯標準生計費」、資料5は「生活保護基準額」、資料6は「生活保護基準の推移」となっております。

資料7は「令和3年賃金構造基本統計調査の概況」です。都道府県別のきまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額が掲載されている資料を1枚目に、2枚目以降が「令和3年の概況」となっております。

資料8は「令和3年 秋田市消費者物価指数(年報)」、資料9は「消費者物価指数 秋田市(令和4年4月分)」です。

資料9の令和4年4月分の秋田市概況を見ますと、総合指数は2020年(令和3年)を100として103.2となっており、前月比は0.3%の上昇、前年同月比は3.7%の上昇となっております。資料10は「秋田県鉱工業生産指数月報(令和4年3月分)」です。秋田、東北、全国の全てで季節調整済指数が前月比プラスとなっております。

資料11は「毎月勤労統計調査令和3年平均の概況(秋田県)」、資料12は「毎月勤労統計調査地方調査結果速報(令和4年3月分)」です。資料12の3月分速報では事業所規模5人以上の常用労働者の現金給与総額は、236,641円で前月比2.9%増、前年同月比では3.6%減となっております。

資料13は「秋田県内の雇用情勢(令和4年5月分)」です。有効求人倍率は1.53倍で、前月比0.02ポイント増となり東北トップとなっております。概況の県内雇用情勢は「改善の動きが続いている。ただし、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に注意する必要がある。」といった状況となっております。

資料14は日本銀行秋田支店発表資料の「県内金融経済概況(2022年6月20日)」です。基調判断の項目にある県内概況は「県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐもとで、持ち直している。」としています。資料15は同じく日本銀行秋田支店発表資料の「秋田県内「全国企業短期経済観測調査」結果(2022年3月調査)」となっております。

以上、15種類の資料を準備させていただきましたので、今後の審議の参考としていただければ幸いです。なお、第2回本審開催までに新しいデータが発表されたものについては、最新資料を配付する予定です。

○佐々木賃金室長

最後に、報道関係者からの照会に対する対応についてのお願いです。

お手元の審議会の公開に関する事務処理要領をご覧ください。事務処理要領4の①にありますように、審議会の概要につきまして、事務局が対応することといたしますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上となります。

#### ○赤坂会長

ただいまの説明について、何かご質問はありますか。

なければ、本日の秋田地方最低賃金審議会を終了いたします。次回は、8月1日月曜日に本審と専門部会が予定されていますので、よろしく願いします。本日はお疲れ様でした。